

## データ処理一般利用規約

このデータ処理一般利用規約（「DPA」）は、Ecolab3D プログラム一般利用規約（「一般利用規約」）の一部を構成し、Ecolab 社またはその関連会社の 1 つ以上とお客様（それぞれを「当事者」、総称して「両当事者」）の間で締結されるものです。本 DPA で使用される用語は、本書に定める意味を有するものとします。データ保護法（以下に定義）において特定の意味を持つ用語を除き、本規約において別途定義されていない用語は、一般利用規約において与えられた意味を持つものとします。ここで修正が加えられた場合を除き、一般利用規約の用語は引き続き完全な効力を有するものとします。

- 1. 定義。** 本 DPA において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとし、データ保護法上の同義語はそれに従って解釈されるものとします：
  - 1.1. 「管理者」とは、**データ保護法で規定されている意味を有するものとし、データ保護法にそのような定義がない場合は、自らまたは他者と共同して個人情報の処理の目的および手段を決定する自然人または法人、公的機関、代理店またはその他の団体を意味するものとします。
  - 1.2. 「データ保護法」とは、**適用対象となる州および国際的な包括的データ保護法を意味し、(a) 欧州連合（「EU」）の一般データ保護規則（「GDPR」）、欧州経済領域（「EEA」）の法、および 2018 年欧州連合（離脱）法第 3 条の運用により英国国内法に移管され、2019 年データ保護、プライバシーおよび電子通信（改正等）（EU 離脱）規則により改正された GDPR（「英国 GDPR」）と共に、2018 年の英国データ保護法（総称して「英国データ保護法」）、(b) カリフォルニア州消費者プライバシー法 1798.100 号（「CCPA」）、および類似またはその他の州のデータ保護法、(c) ブラジルの個人データ保護に関する一般法（「LGPD」）、および (d) 一般利用規約に基づいて処理される個人情報に関して適用されるその他の包括的なデータ保護法を含みますが、これらに限定されません。
  - 1.3. 「データ主体」とは、**データ保護法によって定義される、特定または識別可能な自然人を意味します。
  - 1.4. 「個人情報」とは、**適用されるデータ保護法で定義される個人情報（個人データまたは個人を特定できる情報（「PII」）としても知られ、機微または特別なカテゴリのデータを含む）であって、一般利用規約のもとで、または一般利用規約に関連して処理されるものを意味します。
  - 1.5. 「処理」（「プロセス」、「処理」および関連の用語を含む）とは、**お客様の個人情報に関して実行される全ての処理または一連の操作を意味します。
  - 1.6. 「データ処理者」とは、**データ保護法で規定されている意味を持つものとし、データ保護法にそのような定義がない場合は、管理者に代わって個人情報を処理する自然人または法人、公的機関、代理店、その他の機関を意味します。
  - 1.7. 「セキュリティ事故」とは、**個人情報の偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示、または個人情報へのアクセスにつながるセキュリティ侵害を意味します。
  - 1.8. 「副処理者」とは、**一般利用規約に関連して個人情報を処理するために、Ecolab によって、または Ecolab に代わって任命された人（第三者を含むが、Ecolab の担当者を除く）を意味します。
  - 1.9. DPA で使用されるその他の太字および細字の用語は、**データ保護法と同じ意味を持つものとし、それらの同義語はそれに従って解釈されるものとします。

### 2. 両当事者の役割

- 2.1. 両当事者は、**データ保護法の目的上、個人情報の処理に関してお客様が管理者であり、Ecolab が処理者であること、およびこれらの用語がデータ保護法に従って与えられる意味を持つことに同意するものとします。
- 2.2. データ保護法が管理者および処理者という用語を特に使用していない場合、**両当事者は、該当する特定のデータ保護法における管理者および処理者の同義語と一致する役割によって定義されるものとします。

### 3. 遵守の相互保証

- 3.1. 各当事者は、**個人情報の処理に関して、データ保護法のすべての適用要件および本 DPA の条件を遵守することを認め、確約します。
- 3.2. お客様および Ecolab は、**それぞれに適用される法令上のデータ保護規定に準拠する責任を個別に負うものとし、DPA のいかなる規定も、当事者自身の法令上の義務を免除するものではありません。

## 4. Ecolab の義務

4.1. Ecolab は次の通り行うものとします：

- 4.1.1 個人情報の保持、使用、開示、移転、またはその他の処理は、下記第 8 条に定める一般利用規約の履行という特定の目的のためにのみ行うものとします；
  - 4.1.2 お客様からの文書化された指示（一般利用規約またはその他の書面もしくは口頭でのコミュニケーションに反映される）に従ってのみ、個人情報を処理するものとします；
  - 4.1.3. クロス・コンテキストまたはターゲット広告を含め、特定のデータ保護法（CCPA など）で定義されているように、個人情報を販売または「共有」しないこと（「共有」に関するいかなる制限は、Ecolab がプログラムおよび規約に基づく義務を果たすために必要なデータ処理のために副処理者またはその他の第三者を使用する場合には適用されないものとします）；
  - 4.1.4. (i) 一般利用規約に規定された事業目的以外の目的以外（プログラムに規定された事業目的以外の商業目的のためにお客様の個人情報を保持、使用、または開示することを含む）、または適用されるデータ保護法によって許可された目的、または (ii) お客様と Ecolab の直接の取引関係以外の目的以外で、お客様の個人情報を保持、使用、または開示しないこと；
  - 4.1.5 お客様から、またはお客様の代理として Ecolab が受領した個人に関するお客様の個人情報を、他の人から、または他の人の代理として受領した個人情報、または Ecolab 自身と個人とのやり取りから収集した個人情報と組み合わせないこと。但し、Ecolab は適用されるデータ保護法の下で定義され許可されている業務目的を遂行するために、お客様の個人情報を組み合わせることができます；
  - 4.1.6. 個人情報を処理する権限を与えられた者が、守秘義務を負っていること、または適切な守秘義務の下にあることを確認すること；
  - 4.1.7. 一般利用規約に適用される新しいデータ保護法に関する更新または拘束力のある規制ガイダンスを見直し、実施すること；
  - 4.1.8. Ecolab が一般利用規約に基づく義務を遵守していることを証明するために必要なすべての情報を、お客様が入手できるようにすること。お客様は、Ecolab への合理的な書面による通知により、Ecolab による個人情報の不正使用を停止し、是正するための合理的かつ適切な措置を講じることができます；また
  - 4.1.9. Ecolab が適用されるデータ保護法に基づく義務を履行できなくなったと判断した場合は、速やかに、かつ過度な遅滞なく、お客様に通知すること。
- 4.2. Ecolab がお客様のデータ対象者に関するデータ対象者の要求を直接受け取った場合、Ecolab はその要求をお客様に通知するものとします。Ecolab は当該要請をお客様に転送するものとし、法律で義務付けられている場合を除き、データ主体に回答しないものとします。書面によるお客様の合理的な要求により、お客様が利用可能な自己サービスまたはその他のオプションを通じて Ecolab の支援なしに要求を満たすことができない程度である場合、Ecolab はデータ主体の要求に対応できるよう、お客様に合理的な協力と支援を提供するものとします。
- 4.3. Ecolab が公共機関または規制当局から個人情報の開示について法的拘束力のある要請または照会を受けた場合、法律で禁止されていない限り、Ecolab はその旨をお客様に通知するものとします。Ecolab は、当該処理の性質および Ecolab が利用可能な情報を考慮した上で、お客様が当該要求に異議を唱え、利用可能な不服申し立てプロセスを活用できるよう支援することを含め、当該要求に関して合理的な支援をお客様に提供することに同意します。
- 4.4. 個人情報の処理に関連して、Ecolab はプログラムまたは契約条件に基づく処理に関するその他の要求または苦情について、お客様に通知するものとします。これには、a) お客様の従業員または関連会社から受けた要求または苦情、または b) プログラムに関連する、ここに定義されていない個人情報の開示要求が含まれますが、これらに限定されるものではありません。
- 4.5. Ecolab は、適用されるデータ保護法に基づいてお客様が一般利用規約またはプログラムが個人情報の保護に与える影響の評価を実施する必要がある場合、合理的な支援を提供するものとします。さらに、Ecolab は、適用されるデータ保護法に基づき、お客様が一般利用規約に基づく個人情報の処理に関する事項について規制当局と協議する必要がある場合、合理的な支援を提供するものとします。
- 4.6. お客様は、Ecolab が一般利用規約の履行を目的として、個人情報を処理するために副処理者を雇用することに同意するものとします。Ecolab が、一般利用規約に基づく業務の一環として、特定の個人情報処理業務を遂行するために副処理者を雇用する場合、Ecolab は、副処理者が提供するサービスおよび処理する個人情報に基づい

て、法律に準拠した業界標準のデータ保護義務を要求するものとします。お客様のために個人情報の処理に従事する Ecolab の副処理者の最新リストは、別紙 II に記載されています。Ecolab は、新しい副処理者に委託する前に、30 日前までにお客様に通知します。新しい副処理者に対してお客様が 30 日以内に反対しない場合、お客様は Ecolab が同じ副処理者と契約することを承認したものとみなされます。

## 5. お客様の義務

- 5.1. お客様は、個人情報の処理の過程で発見された、個人情報の処理に関する法的規定に関する誤りまたは不正について、Ecolab に遅滞なく包括的に報告するものとします。お客様は、本契約に基づき処理される個人情報の正確性、品質、適法性、およびお客様またはお客様の関連する関連会社が当該個人情報を収集、保存、処理、送信する手段に関して、唯一責任を負うものとします。
- 5.2. データ保護法により要求される場合、お客様は、データ主体、規制当局、またはその他の当局に対する自らの通知義務を果たすことについて、単独で責任を負うものとします。
- 5.3. お客様が規制当局から以下の Ecolab に関連する苦情、通知、または連絡を受けた場合、お客様は法律で認められている範囲内で、苦情、通知、または連絡を Ecolab に速やかに転送するものとし、本 DPA に従った個人情報の処理に関するものである場合は、当該苦情、通知、または連絡に対応するための合理的な協力および援助を Ecolab に提供するものとします。：(i) 個人情報の処理、または (ii) データ保護法を遵守していない可能性について
- 5.4. お客様は、お客様データには、健康情報、金融口座番号、GDPR 第 9 条に列挙された種類の情報、またはその他の同様の機微な個人情報を含むがこれらに限定されない、いかなる法律または規制（データ保護法を含む）の下でも機微とみなされる情報が含まれないことを表明し、保証するものとします。お客様は、不注意による開示、無許可のアクセスまたは使用のリスクを含め、そのような機微情報をプログラムで使用することから生じるすべてのリスクを負うものとします。

## 6. セキュリティ

- 6.1. Ecolab は、業界基準、実施にかかるコスト、および処理の性質、範囲、背景、目的、ならびに自然人の権利と自由に対する様々な可能性と重大性のリスクを考慮し、個人情報に関して、そのリスクに適したレベルの安全性を確保するために設計された、別紙 I に明記されている商業的に合理的な技術的および組織的措置を実施するものとします。Ecolab は、適切なセキュリティレベルを評価する上で、処理によって生じるリスク、特にセキュリティ事故によって生じるリスクを考慮するものとします。特定のプログラムに適用される技術的および組織的措置は、一般利用規約および/またはプログラムに記載されているセキュリティ対策に従って、要求に応じて利用可能です。
- 6.2. Ecolab は、本 DPA および/または一般利用規約に基づいて処理された個人情報に関連するセキュリティ事故を発見した場合、合理的な時間内にお客様に通知するものとします。Ecolab が管理するシステム上でセキュリティ事故が発見された場合、Ecolab は (i) セキュリティ事故を調査し、(ii) セキュリティ事故に関する情報（可能であれば、セキュリティ事故の内容、セキュリティ事故によって影響を受けた個人情報、および追加情報を入手できる Ecolab の担当者の連絡先を含む）をお客様に提供し、(iii) セキュリティ事故の影響を軽減し、セキュリティ事故によって生じる損害を最小限に抑えるための合理的な措置を講じます。
- 6.3. いずれの当事者も、他方の当事者のデータまたはシステムに関する不注意によるデータ開示またはデータ侵害を発見した場合、その当事者は他方の当事者に速やかに通知すると共に、両当事者はかかる通知および是正計画の責任を、開示または侵害に対する両当事者のそれぞれの比例責任および適用法に基づくそれぞれの義務に従って負担し、適用法に従い、データ侵害の通知および是正計画を協力して策定するものとします。
- 6.4. セキュリティ事故、または不注意によるデータ開示やデータ侵害に対する Ecolab の責任は、一般利用規約の第 4 条、第 12 条、第 13 条、および第 14 条の規定に従うものとします。

## 7. 個人情報の国際移転と標準契約条項

- 7.1. 一般利用規約の一環として、Ecolab またはその副処理者が、適用されるデータ保護法の下で適切なレベルの保護を提供することが認められていない国で、欧州経済領域から発信された個人情報を処理する場合、両当事者は本セクションに記載されているように、EU 標準契約条項（「EU SCCs」）および英国標準契約条項（「UK SCCs」、EU SCC と総称して「SCCs」）を締結することに同意するものとします。
- 7.2. 両当事者は、EU SCCs の完全性を認める欧州連合（EU）、スイス、またはその他の EEA 加盟国から第三国への個人情報の移転を促進するため、欧州委員会実施決定（EU）2021/914 により実施される EU SCCs、および随時改訂または置き換えられる EU SCCs を締結することに同意します。両当事者は、管理者から処理者への移転について、EU SCCs のモジュール 2 を利用するものとします。データ輸出者であるお客様とデータ輸入者である Ecolab は、発効日より EU SCCs モジュール 2 を締結するものとします。これらのモジュールは、この参照によ

り組み込まれ、本 DPA の不可欠な一部を構成するものとしします。両当事者は、別紙を含む EU SCCs 全体を受諾し、実行したものとみなされます。EU SCCs に関し、両当事者は以下の通り合意します：

- 7.2.1. 第 7 条「ドッキング条項」は適用されないこと；
  - 7.2.2. 第 9 条第 2 項が適用され、「期間」は 30 日間とすること；
  - 7.2.3. いずれの当事者も、第 11 条に記載されている独立した紛争解決機関に関与していないため、任意規定は適用されないこと；
  - 7.2.4. 第 17 条第 1 項に適用される EU 加盟国は、(1)ドイツ、または(2)両当事者間で紛争が生じた EU 加盟国、またはデータ主体が特定の訴訟を提起した EU 加盟国とすること；
  - 7.2.5. 第 18 条に適用される EU 加盟国は、(1)ドイツ、または(2)両当事者間で紛争が生じた EU 加盟国、またはデータ主体が特定の訴訟を提起した EU 加盟国とすること；
  - 7.2.6. EU SCCs の別紙 I は、本 DPA の第 8 項の該当箇所です。完了したものとみなされること；
  - 7.2.7. EU SCCs の別紙 II は、本 DPA の別紙 I の該当する部分とともに完成したものとみなされること；及び
  - 7.2.8. EU SCCs の別紙 III は、本 DPA の別紙 II の該当部分をもって完了したものとみなすこと。
- 7.3. 英国から第三国への個人情報の移転を容易にするため、両当事者は、2018 年データ保護法 S119A (1) に基づき英国個人情報保護監督機関（「ICO」）が発行した EU 委員会標準契約条項の国際データ移転補遺（「UK SCCs」）を締結することに同意します。データ輸出者であるお客様とデータ輸入者である Ecolab は、発効日より UK SCCs を締結するものとしします。これらの条項は、この参照により組み込まれ、本 DPA の不可欠な一部を構成するものとしします。両当事者は、以下のセクション 8 および本 DPA の別紙の関連情報が記載された関連 UK SCCs 表が完成したものとみなされ、別紙を含む UK SCCs 全体を受諾し、締結したものとみなされます。
- 7.4. 個人情報の国際的な移転に関しては、ここに記載された SCCs を含みますが、これに限定されません：
- 7.4.1. EU 委員会、ICO、EU 監督当局、その他適用される規制当局が SCCs のいずれかを修正し、または新たな SCCs を導入する場合、当該 SCCs は発効日に適用されるものとしします。両当事者は、法令により別段の定めがある場合を除き、いずれかの当事者が通知することにより、その後の DPA を必要とすることなく、本契約に規定される参照事項を、新たな SCCs を含むように変更することができることに合意します；
  - 7.4.2. データ保護法が適用される国において、両当事者間で締結しなければならない標準的な契約条項または同様の文書が制定された場合、かかる条項はその発効日に適用されるものとしします。両当事者は、法令により別段の定めがある場合を除き、いずれかの当事者に通知することにより、その後の一般契約条件を必要とせず、本 DPA を修正して、新たな標準契約条項を含むように本 DPA を変更することができることに同意します。
  - 7.4.3. 国際移転に関する一般的な契約条件を要求する GDPR に類似するデータ保護法であって、必要とされる標準契約条項がない場合（ブラジル、南アフリカなど）、両当事者は、本 DPA が当該データ保護法に基づき要求される保護および一般的な契約条件を提供することに同意するものとしします。

## 8. 処理の説明

- 8.1. 個人情報が処理されるデータ主体のカテゴリーには、プログラムまたは規約で特に定義されていない限り、以下のものが含まれるものとしします：お客様のスタッフ（従業員、請負業者など）。
- 8.2. 処理される個人情報のカテゴリーには、プログラムまたは規約で特別に定義されていない限り、次のものが含まれます：基本的な連絡先情報（ビジネス E メール、電話、住所など）。
- 8.3. データ保護法に基づいて「機微」または「特別」に分類される個人情報は、プログラムまたは規約で特に定義されていない限り、処理されないものとしします。
- 8.4. 個人情報は、プログラムおよび規約の有効期間中、継続的に処理および転送されるものとしします。
- 8.5. 個人情報処理の性質は、プログラムおよび規約で定義されるものとしします。
- 8.6. お客様の個人情報の処理および譲渡の目的は、一般利用規約およびプログラムに記載されているサービスを行うことです。
- 8.7. 個人情報の保管期間は、プログラムの有効期間またはお客様の指示によりこれより短い期間としします。
- 8.8. 副処理者への移管については、処理の対象および期間は、本第 8 条で上記したとおりです。特定副処理サービスの性質については、Ecolab が提供する副処理者リストに詳しく記載されています。

## 9. 契約期間と終了

9.1. 本 DPA の有効期間は、一般利用規約と同一とします。

9.2. 本 DPA および／または適用法に基づき当事者が有する可能性のあるその他の解除権を害することなく、他方の当事者が本 DPA の条件を遵守していないと判断した場合、当事者は本 DPA への参加を終了することができます。ただし、遵守していないと判断された当事者は、一般利用規約に従い治癒する機会を与えられるものとします。

9.3. 契約終了後、各当事者は、一般利用規約の継続的な目的または要件を満たすために必要な場合に限り、個人情報を保管する権利を有するものとします。本一般契約条件に定義されている継続的な目的または要件を満たすために不要となった個人情報は、終了後 90 日以内に Ecolab によって削除される場合があります。ただし、個人情報のバックアップコピーがより長いスケジュールで論理的に削除される場合、または適用法でより長いスケジュールでの保存が要求または許可されている場合は、この限りではありません。

## 10. その他

10.1. 本 DPA は、本 DPA に別段の定めがある場合を除き、両当事者のみの利益となり、第三者は本契約に基づくいかなる権利も有しません。

10.2. 本 DPA のいずれかの条項が無効または執行不能であるとの判断は、本 DPA のその他の条項に影響を及ぼさないものとします。無効または執行不能な規定はその場合、元の規定の趣旨に極めて近い、有効かつ執行可能な規定に自動的に切り替えられるものとします。本 DPA に意図しないギャップが含まれる場合も同様とします。

10.3 一般利用規約、本 DPA、および／または SCCs の間に矛盾がある場合、以下の優先順位で各種契約が優先的に適用されます：(i) SCCs、(ii) 本 DPA、(iii) 一般利用規約。

## 別紙 I - 技術的および組織的措置

処理の性質、範囲、文脈、および目的並びに自然人の権利と自由に対するリスクを考慮した上で、適切なレベルのセキュリティを保証するための Ecolab による技術的および組織的措置の説明：

### (A) 施設への物理的 アクセスの管理

敷地や施設への物理的なアクセスを管理するための技術的・組織的措置、特に入場時に許可された要員を特定するための措置：

- すべての出入口に施錠されたドア
- 警備員の配置
- アクセス管理システム
- CCTV のシステム
- 防犯警報システム

### (B) IT システムへの アクセス管理

関連する IT システムにアクセスできるユーザーを確実に特定し、認証するための技術的・組織的なセキュリティ対策：

- 独自のユーザー名を使用してログインすることを各ユーザーに要求する IT セキュリティシステム
- 強力で複雑なパスワードの使用を要求する IT セキュリティシステム
- 多要素認証を必要とする IT セキュリティシステム
- 特定のアプリケーションのための追加システムログイン要件
- 一定間隔でのパスワード変更の義務付け
- 転送中の個人データに適用される暗号化
- 静止状態の個人データに適用される暗号化
- 端末やデバイスを「起動」させるためにパスワードが必要な場合、IT 端末やデバイスを一定期間使用しないと自動的にロックする
- 強力な暗号化／ハッシュ化の対象となるパスワード・データベース
- セキュリティ手順の定期監査
- IT システムへのアクセスに関する従業員研修

### (C) 個人データへの アクセス管理

関連する個人データにアクセスできるユーザーを確実に特定し、認証するための技術的・組織的なセキュリティ対策：

- 個人データを含むシステムの「読み取り」権限を、特定の担当者の役割に制限
- 個人データを含むシステムの「編集」権限を、特定の担当者の役割またはプロフィールに制限
- 個人データを含むシステムへのアクセス試行のログ記録
- 個人データを含むドライブやメディアの暗号化
- 個人データへのアクセスに関する従業員研修

**(D) 個人情報の開示  
管理**

データを安全に転送、伝送、通信、またはデータ媒体に保存し、その後チェックするための技術的および組織的な措置：

- 個人データを含むシステムの譲渡権の制限
- 安全なデータネットワーク
- 個人データを送信するためのシステムの暗号化
- すべてのインターネットアクセスポータルに **SSL** 暗号化
- 物理的輸送中のデータ記憶媒体および容器の保護
- 個人データの移転に関する従業員への研修

**(E) 入力機構の制御**

データシステムへの入力（編集、追加、削除など）がいつ行われたか、また誰がその入力の責任者であったかについての情報を記録し、後で分析することを可能にする技術的・組織的なセキュリティ対策：

- 個人データを含むシステムにおけるすべての入力操作のログ記録
- 個人データを含むシステムの「編集」権限を、特定の担当者の役割またはプロフィールに制限
- 個人データを処理する従業員との書面による拘束力のある合意またはその他の守秘義務
- 関連協定の遵守状況を定期的に見直し
- 個人情報の編集に関する従業員への研修

**(F) 管理者と処理者  
間のワークフロー  
制御**

管理者と当該個人データを処理する処理者の間で責任を分離するための技術的および組織的な措置：

- 関連する個人データにアクセスできる処理者の任命と責任を規定する書面による拘束力のある合意
- 関連する個人データにアクセスできるすべての管理者間のデータ保護コンプライアンス責任の配分を規定する、書面による拘束力のある合意
- 関連協定の遵守状況を定期的に見直し
- 個人情報の取り扱いに関する従業員への研修

**(G) 関連する個人デ  
ータの可用性を  
確保するための  
管理仕組み**

個人情報の物理的および電子的な利用可能性、そしてアクセス可能性を確実なものとするための技術的および組織的な措置：

- 災害復旧手続きの文書化
- 定期的なフル・バックアップによる安全なバックアップ手順
- バックアップ設備と場所
- バックアップ設備の無停電電源装置
- バックアップ施設の物理的セキュリティ
- バックアップ施設のセキュリティ警報システム
- バックアップ設備の電子的セキュリティ
- バックアップ施設的环境管理
- バックアップ施設の防火対策
- 合法的な処理目的のために不要となった個人データの識別解除または削除
- バックアップと災害復旧に関する従業員向け研修

**(H) 関連する個人データを他のデータから確実に分離するための管理仕組み**

関連する個人データが他のデータと分離して保管され、処理されることを保証するための技術的および組織的措置：

- 本番データとバックアップデータ、開発データ、テストデータの論理的分離
- 該当する個人データを処理する要員とその他の要員の分離
- データ分離に関する従業員研修

## 別紙Ⅱ - 副処理者のリスト

管理者は、以下で利用可能なサブ処理者のリストに記載されている副処理者の使用を許可しています：

副処理者	副処理者住所
Microsoft	1 Microsoft Way, Redmond, WA 98052
Cisco AppDynamics	500 Terry A Francois Blvd, 3 <sup>rd</sup> fl San Francisco, CA 94158
Sales Force	415 Mission Street, 3 <sup>rd</sup> Floor, San Francisco, CA
LinkedIn Sales Navigator	1000 W. Maude Ave, Sunnyvale, CA 94085
Microsoft Dynamics CRM	1 Microsoft Way, Redmond, WA 98052
Soprano Design Pty	Level 15, 132 Arthur St North Sydney NSW 2060 Australia
ServiceNow	2225 Lawson Lane, Santa Clara, CA 95054 Hoekenroder 3, Amsterdam Zuidoost, North Holland 1102 BR 80 Robinson Road, #02-00, Singapore 068898
FiveTran	1221 Broadway Street, Floor 20, San Francisco, CA